地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント (CM)業務公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント(CM)業務(以下、「CM業務」という。)

(2) 目的及び内容

「地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント(CM)業務基本仕様書」(以下、「基本仕様書」という。)のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成34年3月31日まで

- ※ 契約締結の日から平成30年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。
- (4) 履行期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

2 業務委託経費の提案見積上限額

履行期間(4年間)の委託経費の提案見積上限額は、92,592,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

提案見積額は、次の業務((1)、(2)及び(3)) に係る見積額の合計額とし、提案見積上限額を超えた 提案見積額を提出した者は失格とする。

- (1) 中長期病院施設改修計画策定業務(基本仕様書6の(1)) 様式8の1(1)で提案された見積額とする。
- (2) 翌年度の病院施設改修工事等に係る工事費等概算額算出業務(基本仕様書6の(2)) 様式9の2(1)で提案された見積額とする。
- (3) 当該年度の病院施設改修工事等に係る設計・工事監理等業務(基本仕様書6の(3)) 様式10の3(1)で提案された見積額とする。
 - ア 病院施設改修工事等の計画から工事竣工引渡業務完了までの全工程のCM業務を実施する場合の工事1件当たりの委託料
 - (ア) 工事発注時に発注者が承認する設計金額(消費税等を除く額)に、様式10の3(2)で提案された定率を乗じて算出した額
 - (イ) 工事期間が複数年度となる場合は、前記(ア)で算出した額について、各年度の工事出来高に 応じた額
 - イ CM業務の一部を実施する場合の工事1件当たりの委託料
 - (ア) 計画から設計業務完了までの場合 上記アの方法で算出した額に、様式10の3(3)アで提案された定率を乗じて算出した額
 - (4) 施工者選定から工事竣工引渡業務完了までの場合 上記アの方法で算出した額に、様式10の3(3)イで提案された定率を乗じて算出した額

3 担当課

 $\mp 730 - 0037$

広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ5F

地方独立行政法人広島市立病院機構

本部事務局施設整備課(以下、「施設整備課」という。)

TEL 082-569-7838

FAX 082-569-7826

電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

4 全体スケジュール

(1) 公示日平成30年1月10日(水)(2) 質問受付期限平成30年1月22日(月)(3) 参加申込期限平成30年1月30日(火)(4) 企画提案書提出期限平成30年2月13日(火)(5) ヒアリング及びプレゼンテーション平成30年2月20日(火)(6) 契約締結平成30年3月 上旬(予定)(7) 履行開始平成30年4月 1日(日)

5 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 広島市以外の地方公共団体の競争入札参加資格を有する者として参加表明する場合は、当該 資格を証する書類の写し(認定通知書等)

資格の種類は、建設工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理(建築物の設計又は建築工事の監理を含む。)を業務内容とする資格とする。(広島市の場合は、建築関係建設コンサルタントの「建築一般」)

ウ 広島市税の納税証明書(写しでも可)

広島市への納税義務がない者にあっては、申立書(別添1)を提出すること。

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書を提出すること。 (証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。) 〔電子納税証明書は不可〕

- オ 1級建築士、建築設備士及び認定コンストラクション・マネージャーの資格を証する書類の 写し及び雇用関係を証する書類の写し(資格者本人の健康保険証)
- カ 会社概要(様式2)
 - (ア) 商業登記簿謄本
 - (4) 貸借対照表(最近3年間)
 - (ウ) 損益計算書(")
 - (エ) 会社の基本理念及び行動指針
- (オ) 倫理規定
- キ 病院施設におけるСM業務等の実績(様式3)
- ク 病院施設以外の施設におけるCM業務等の実績(様式4)
- ケ CM業務の実施体制等(業務の実施体制及び担当組織表) (様式5)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 平成30年1月30日(火)午後5時まで
- (4) 提出先 施設整備課(上記3に同じ。)
- (5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の様式(別添2)
- (2) 受付期限 平成30年1月22日(月)午後5時まで
- (3) 受付場所 施設整備課(前記3に同じ。)
- (4) 提出方法

質問書を、前記3へ電子メールに添付し、送信後に到達を電話確認すること。

(5) 質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、施設整備課において平成30年2月13日 (火)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む)を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するとともに、本機構ホームページへ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 表紙 (A4版とする。)

表紙には、「地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント (CM)業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名(企業名、代表者)を記載し、提案者が押印すること。(ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる表現は記載しないこと。以下、すべての提出書類において同じ。)

- イ CM業務の目的を達成するための取組事項
 - (7) 中長期病院施設改修計画策定業務(様式6)
- (イ) 病院施設改修工事等に係る業務(様式7)
- ウ 業務委託経費の見積り (様式8~10)
- エ その他提案による支援業務(様式11)
- (2) 提出部数 正本1部、副本10部
- (3) 提出期限 平成30年2月13日 (火) 午後5時まで
- (4) 提出先 施設整備課(前記3に同じ。)
- (5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

8 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント(CM)業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。
- (2) 審査委員会は、次の職にある6名で構成する。

委員長 本部事務局事務局長

委員 本部事務局次長、経営管理課長、財務課長、契約課長、施設整備課長

(3) ヒアリング及びプレゼンテーション

ア 日時

平成30年2月20日(火)

開始時間、場所等の詳細は、対象者に文書で通知する。

イ 場所

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局 5 階会議室

- ウ次第
 - (ア) 施設整備課からの説明
 - (イ) 企画提案書による提案(1提案者20分以内)
 - (ウ) 質疑応答

エ その他

ヒアリング及びプレゼンテーションの際に備品等(例:パーソナルコンピューター及びプロジェクター等)を使用するときは、事前に施設整備課に連絡し、提案者が準備すること。 また、出席者の人数は3人以内とする。

(4) 審查基準

別添3のとおり

9 受託候補者の選定

- (1) 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、ヒアリング及びプレゼンテーションによる審査の対象から除外する。
- (2) 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。
- (3) 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託 候補者を選定する。

10 審査結果の通知及び公表

- (1) 受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果(応募者の自己の得点及び受託候補者の商号・得点)を参加表明書に記載された連絡先へ電子メールにより通知する。
- (2) 受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者全員の商号及び得点(審査項目毎の得点)を公表する。

11 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、地方独立行政法人広島市立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント (CM)業務に係る随意契約の優先交渉権者とし、優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結日

平成30年3月上旬(予定)

(3) 履行開始

平成30年4月1日(日)

(4) 契約の条件

「委託契約書(案)」のとおり

12 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案 書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出はできない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者 決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、 又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認め られる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) CM業務の受注者(資本面又は人事面において関連のある者(※)を含む。)は、CM業務の対象となる病院施設改修工事等の設計者、施工者となることができない。
 - ※ 「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を している者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する 役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。